

JIS

クレーンー操作装置ー配置及び操作方法ー 第2部：移動式クレーン

JIS B 8823-2 : 2022

(JCA/JSA)

令和4年8月25日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	松橋 隆治	東京大学
(委員)	安部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥野 麻衣子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
	木村 一弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	是永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎名 武夫	千葉大学
	寺家 克昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清家 剛	東京大学
	高辻 利之	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	渡田 滋彦	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	中川 梓	一般財団法人日本規格協会
	久田 真	東北大学
	廣瀬 道雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	藤本 浩志	早稲田大学
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	細谷 恵	主婦連合会
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
	山田 陽滋	名古屋大学
	和辻 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：厚生労働大臣，経済産業大臣 制定：平成 13.2.20 改正：令和 4.8.25

官 報 掲 載 日：令和 4.8.25

原 案 作 成 者：一般社団法人日本クレーン協会

(〒136-0082 東京都江東区新木場 1-11-7 TEL 03-5569-1911)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 ブームが伸縮しない移動式クレーンにおける前後方向操作レバー	3
4.1 ジブ起伏専用機能がない場合	3
4.1.1 配置	3
4.1.2 操作方法	3
4.2 ジブ起伏専用機能がある場合	4
4.2.1 配置	4
4.2.2 操作方法	5
5 ブームが伸縮する移動式クレーンにおける前後方向操作レバー	5
5.1 操作レバーが5本の場合	5
5.1.1 配置	5
5.1.2 操作方法	6
5.2 操作レバーが6本の場合	7
5.2.1 配置	7
5.2.2 操作方法	8
6 ブームが伸縮しない移動式クレーンにおけるクロスシフト操作レバー	9
6.1 配置	9
6.2 操作方法	10
7 ブームが伸縮する移動式クレーンにおけるクロスシフト操作レバー	11
7.1 配置	11
7.2 操作方法	11
8 遠隔操作	14
9 一般的要求事項	14
10 他の機能のための操作装置	14
附属書 JA (参考) ブーム及びジブの代表例	15
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	16
解 説	18

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本クレーン協会（JCA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS B 8823-2:2001** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

クレーン—操作装置—配置及び操作方法— 第2部：移動式クレーン

Cranes—Controls—Layout and characteristics—Part 2: Mobile cranes

序文

この規格は、2011年に第2版として発行された **ISO 7752-2** を基とし、操作装置の配置及び操作方法を国内の実態に合わせるため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。

この規格の目的は、移動式クレーンの運転者が、異なったモデルのクレーンを運転する場合、運転者の混乱又は緊急時の誤操作を少なくするため、クレーン作業中に使用される基本的な操作装置に関する配置及び操作方法について定めることにある。

1 適用範囲

この規格は、**JIS B 0146-2** で規定する移動式クレーン（積載形トラッククレーン及びクレーン機能付き油圧ショベルを除く。）における荷の巻上げ及び巻下げ、ブーム又はジブの起伏、ブーム又はジブの伸縮及び旋回についての基本操作装置の配置、操作方法及び一般的要求事項について規定する。ブーム及びジブの代表例を、**附属書 JA** に示す。また、この規格は前後方向操作レバー及びクロスシフト操作レバーに適用する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 7752-2:2011, Cranes—Control layout and characteristics—Part 2: Basic arrangement and requirements for mobile cranes (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 0146-1 クレーン—用語—第1部：一般

JIS B 0146-2 クレーン—用語—第2部：移動式クレーン

注記 1 対応国際規格における引用規格：**ISO 4306-2**, Cranes—Vocabulary—Part 2: Mobile cranes

注記 2 対応国際規格における引用規格の規定内容は、置き換えた JIS の規定内容と技術的に差異